



令和4年1月発行

法人ニュース仙南



法人会キャラクター けんた

発行者／公益社団法人仙南法人会 白石市字中町11(井丸ビル6F) 発行人／会長 渡邊 大助
編集委員会／広報委員会 TEL／0224-24-5372 FAX／0224-25-6608 URL／<http://www.sennanho.or.jp>

第14回 仙南法人会

「税に関する絵はがきコンクール最優秀作品」

大河原税務署長賞



柴田町立船迫小学校6年 濁川あいり さん

主な内容

会長挨拶・表彰関連 2
税に関する絵はがきコンクール展示・選考会・入選作品 ... 3
特集記事: これからはじまる「消費税インボイス制度」Q&A
10月から適格請求書発行事業者の登録開始! 4～5
法人会令和3年度税制改正提言<要約> ... 6～7

事業報告【令和3年8月～令和3年12月】... 8～11
お知らせコーナー
(入会案内、インターネットセミナー利用案内) 11
税だより(令和3年度分確定申告) 12
(らくらく確定申告でスマホデビュー) 13

新年のご挨拶

会長 渡邊 大助

(仙南信用金庫理事長)



新年あけましておめでとうございます。
 会員の皆様には、穏やかな新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。
 新年にあたり一言ご挨拶申し上げます。
 日頃より、当会の事業運営にご協力、ご支援をいただき、厚く御礼申し上げます。
 昨年の当会の運営につきましては、一昨年より続く新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業の中止・縮小や各会議開催方法の変更等余儀なくされまして、大変なご苦勞をお掛けいたしましたところ、ご協力いただき、皆様の多大なる協力を頂戴して、概ね順調に推移し無事に新しい年を迎える事が出来ました。
 改めて、会員・役員の皆様のご協力に感謝申し上げます。
 さて、昨年の我が国経済は新型コロナウイルス感染症の世界的流行に飲み込まれ、オリンピック・パラリン

ピックの開催も危ぶまれた時期もありましたが、十月以降は緊急事態宣言解除後の新規感染者数が低位で推移しており、飲食や宿泊等関連業種も含め国内経済活動の再開が進んでおります。
 家計の自粛ムードが緩和され街中の人も明らかに増えて来ております。これまで抑制されてきた対面型のサービスや消費は、GOTOイート・トラベルなどの需要喚起策にも支えられ活発化が予想されます。
 このように足許では、新型コロナウイルス感染症流行の収束の兆しが出て来ており、経済活動の正常化に伴う雇用・所得環境の改善に加え、コロナ危機化で積み上がった貯蓄の一部が消費に向かい潜在成長率を上回るペースの回復も見込まれる一方でオミクロン株の流行なども有り、今後は「感染拡大」と「鎮静化」とを繰り返しながら徐々に収束して行く事を願うばかりです。

当会の活動につきまして、本年も公益社団法人として改正税法説明会や租税教室等の開催による「税に関する知識の普及・納税意識の高揚」を始め、経営セミナー・研修会等の開催による「中小企業の経営支援」青少年育成や恵まれない子供たちへの生活物資の提供等による社会的弱者支援等「社会貢献活動」の三本柱を中心に、地域に密着した活動を積極的に展開してまいり所存です。
 最後になりましたが、当会の喫緊の課題の一つに会員増強があります。広く法人会活動を世の中にアピールし、充実した活動を行うためにも、一人でも多くの会員を増やしてまいりたいと考えております。
 つきましては、会員の皆様には、当会の事業運営に積極的に参画されたいと、お知らせの非会員の方々に、法人会への加入勸奨を様々な機会を通して実施していただくようお願い申し上げます。
 この新しい年が、より佳き年になるよう心から祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。

令和3年度
大河原税務署長
納税表彰受賞

大木氏が表彰の
栄誉に輝く



令和3年度における大河原税務署納税表彰式は11月12日に受章者事務所において執り行われました。
 申告納税制度の普及発展に努め、納税意識高揚の推進活動の貢献に対して、大河原税務署長より表彰状が授与されました。
 (肩書は現役職・敬称略)
 ◇大河原税務署長納税表彰
 前副会長 大木 文孝氏

謹賀新年

- 会長 渡邊 大助(白石)
 仙南信用金庫
 筆頭副会長 村上 睦夫(白石)
 (株)朝天堂
 副会長 吉見 光宣(白石)
 (株)きちみ製麺
 笹森 裕市(角田)
 (株)笹森林業
 野口 敬志(柴田)
 (株)アステム
 櫻井 淳一(大河原)
 朝日工業(株)
 佐藤 義信(蔵王)
 丸山(株)
 春日部泰昭(丸森)
 (株)春日部組
 米澤 光秀(川崎)
 (有)米澤製材所
 菅井 仁(村田)
 (有)マルジン
 梅津 政志(七ヶ宿)
 (有)クリキク七ヶ宿

仙南法人会女性部会主催 第14回「税に関する絵はがきコンクール」展示・選考会模様

令和3年11月20日(土)SEASON'S WALK FORTEにて、応募総数525枚を展示し一次選考会を開催しました。一般来場者 214 名の方に選考いただき、12月7日二次選考会、12月14日に最終選考をおこない、大河原税務署長賞・仙南法人会会長賞・仙南法人会女性部会長賞・優秀賞の作品10点を決定しました。



第14回「税に関する絵はがきコンクール」優秀作品

(仙南法人会女性部会主催)

10点

大河原税務署長賞 船迫小6年 濁川 あいりさん	仙南法人会会長賞 大河原小6年 菊地 悠乃さん	仙南法人会女性部会長賞 大河原小6年 櫻場 恋渚さん
優秀賞 大河原小6年 齋藤 昊夏さん	優秀賞 船迫小6年 西島 陽月さん	優秀賞 船迫小6年 船迫小6年
優秀賞 船迫小6年 岩間 悠生さん	優秀賞 船迫小6年 山下 美空さん	優秀賞 船迫小6年 富田 安時さん
優秀賞 船迫小6年 鳴海 乃愛さん	優秀賞 大河原小6年 庄司 汰市さん	優秀賞 船迫小6年 富田 安時さん

これから
始まる!

「消費税インボイス制度」Q&A

10月から適格請求書発行事業者の登録開始!

令和5年10月1日から消費税において「適格請求書等保存方式」（いわゆる「インボイス制度」）が導入されます。

また、これに先立ち、令和3年の10月1日から「適格請求書発行事業者」の登録申請が開始されました。

インボイス制度はこれまでの消費税にはなかった新しい制度ですので、今回は制度の内容や登録のメリットデメリットなどの疑問点についてお答えしていきたいと思います。

Q インボイス制度ってなに？

A 消費税は、基本的に「売上代金をもらう際に預かった消費税の額」か

ら「仕入や経費を支払う際に一緒に支払った消費税」の額を差し引いた金額を国に納付します。

この預かった消費税額から支払った消費税額を差し引くことを「仕入税額控除」といいます。仕入税額控除の金額が多ければ、その分だけ国へ納付する消費税の額が少なくなります。

令和5年10月1日からは、仕入税額控除をするためには、必ず仕入や経費を支払う相手方が発行する「適格請求書」（いわゆる「インボイス」）を受け取って保存しなければならなくなりました。これがインボイス制度です。

インボイスはだれでも発

行できるわけではなく、自身が消費税を納めている課税事業者のみができます。

具体的には、課税事業者が事前に税務署に対して「適格請求書発行事業者」として登録した場合のみ発行を認められます。

逆に言うと、適格請求書発行事業者として登録をしていない免税事業者に対して仕入や経費を支払っても、インボイスを発行してもらえないため仕入税額控除をすることができない、ということになります。

Q 今まではどうだったの？

A 今までも仕入税額控除を行うためには一定の請求書等を保存すること

が義務付けられていましたが、その請求書等の作成者に制限はありませんでした。つまり、自身が消費税を納付していない免税事業者であっても、消費税を含めた請求書を作成することが可能でした。

これは、今までの消費税の計算では、課税事業者が仕入や経費を支払う相手方が消費税を納めていない個人や免税事業者であっても、支払う金額の中に消費税が含まれているものとして仕入税額控除を行うことができたからです。

そのため、免税事業者は販売先から預かった消費税を国に納付せず自分の利益にすることが可能でした。免税事業者が受ける利益を「益税」といいます。

インボイス制度の導入は、この益税を少なくすること

Q 適格請求書発行事業者になるには？

A 適格請求書発行事業者となるためには、所

税事業者が取引を取られてしまうことになりかねません。

これらのデメリットを避けるためには、免税事業者であっても課税事業者となることを選択し適格請求書発行事業者になる必要があります。

ただし、この場合は当然のことながら消費税の納税負担が生じるようになります。

今まで享受してきた益税がなくなるだけといえませんが、益税があることを前提にギリギリのやりくりをしてきた場合は大きな痛手となりますので、検討は慎重に行うべきです。

Q 免税事業者も課税事業者になった方がよいの？

A 免税事業者にとって厳しいインボイス制度ですが、次の場合はそのデメリットが生じません。

取引先が消費者である場合や取引先が免税事業者である場合です。

両者はともに消費税を納

轄の税務署に登録申請手続きを行う必要があります。現在課税事業者であるからといって、自動的に適格請求書発行事業者になるわけではありません。

申請手続きは昨年の10月1日から可能となりますが、令和5年10月1日の制度開始前に登録を受けるためには、原則としてその半年前である令和5年3月31日までに登録申請手続きを行う必要がありますのでご注意ください。

なお、現在免税事業者である法人が適格請求書発行事業者になるためには、消費税課税事業者選択届出書を提出して課税事業者となることを選択したうえで登録申請を行う必要があります。

ただし、制度開始日である令和5年10月1日を含む課税期間中に適格請求書発行事業者の登録を受ける場合は、登録を受ける日から課税事業者となるので課税事業者選択届出の提出は不

要です。

適格請求書発行事業者は、昨年10月運用開始予定の適格請求書発行事業者公表サイトにて公表されることになっていきます。

Q インボイスとはどのようなものなの？

A インボイスとは、請求書や納品書、領収書、レシート等の書類をいいます。

インボイスには次の事項を記載する必要があります。

① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号

② 取引年月日

③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）

④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率

⑤ 税率ごとに区分した消費税額等

⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

登録番号は、適格請求書発行事業者の申請登録が終わったのちに税務署から通知されます。

不特定多数の者に対して

販売を行う小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引については、インボイスに代えて、「適格簡易請求書」を発行することができ

ます。適格簡易請求書では⑥の記載を省略することが可能です。

また、3万円未満の自動販売機による販売や、農家等の生産者が卸売市場や農協等を通して行う委託販売などの場合は、インボイスを発行する必要がありません。

Q 免税事業者にとってのデメリットは？

A 消費税の免税事業者であっても、今までは消費税を含んだ請求書を発行することが可能でした。

また、免税事業者との取引でも仕入税額控除を取ることができました。

そのため、取引の相手方から見てその事業者が課税事業者であるか免税事業者であるかを判別することが

できませんでしたし、判別

する必要ありませんでした。

しかし、今後課税事業者でなければインボイスを発行できないとなれば、次のデメリットが生じるようになります。

① 値引き要求を受ける可能性がある。

② 他の課税事業者取引を取られる可能性がある。

インボイス導入前は、免税事業者が税込10,000円で販売していた商品は、相手方の課税事業者にとっては消費税分が仕入税額控除できますので実質税抜金額9,090円で購入していたことになりました。

これがインボイス導入後は免税事業者との取引では仕入税額控除できないので、課税事業者にとっては10,000円に値上がりしたように感じられます。

このようになると、相手方からは消費税分値引きを要求されるか、最悪同じ商品と同じ価格で販売する課

令和4年度税制改正提言



山田市長並びに、白石市議会議長へ当会税制委員長(佐藤義信副会長)より提言活動をおこないました。(令和3年12月7日)

法人会は、令和4年度の税制改正に向けた提言をまとめ、その実現を求めて、政府や関係省庁に活動を実施しました。
新型コロナウイルス感染拡大の対策に費やされた赤字国債発行による財政出動、すなわち膨大な借金が積み上がり、我が国の将来を制約する事態にあります。
先進国の多くが返済計画の大枠を示したように、我が国で具体的な方策を早急に策定せよ、と迫っています。
また、直接的にコロナ禍の影響を受け、地域経済と雇用を担う中小企業の対応は限界に達し、税財政や金融面からの実効性ある対策を求めました。

紙幅の関係上、要約掲載いたします

ポストコロナの経済再生と脆性健全化を目指し、税財政改革の現実を！

1. 税・財政改革のあり方

■ 膨大なコロナ対策費は先進諸国においても財政を悪化させた。

しかし、その借金返済について議論がなされていない日本と違って、米国、英国、ドイツ等では償還財源を含めた大枠の返済計画を示し始めている。

我が国においても、少なくとも国債で賄ったコロナ対策費の負担について、将来世代に先送りせず現世代で解決するよう議論が必要である。

■ 我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、

かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題を抱えている。

コロナ禍の克服は難題ではあるが、早期に解決の道筋をつけ、我が国本来の「中福祉・中負担」を目指した税財政改革によって持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化の両立に取り組まなければならない。

1. 財政健全化に向けて

2025年度は団塊の世代がすべて75歳の後期高齢者となる節目の年であり、社会保

障給付の急増が見込まれる「2025年問題」と称されている。政府が歳出・歳入の一体改革に本気で取り組み、2025年度のPB黒字化は決して達成できない目標ではないことを強調しておきたい。

(1) 感染症拡大が収束段階になった際には、税制だけではなく大胆な規制緩和を行うなど、スピード感をもって日本経済の本格的な回復に向けた施策を講じる必要がある。

なお、相応の需要喚起を行うことも必要ではあるが、それがバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。

(2) 財政健全化は国家的課題であり、コロナ収束後には本格的な歳出・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

(3) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。

政府・日銀には市場の動向を踏まえた細心の政策運営を求めたい。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

■ 社会保障給付費は公費と保険料で構成されており、財政のあり方と密接不可分の関係にある。適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制しないかぎり、持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化は達成できない。

■ 社会保障は「自助」「公助」「共助」が基本である。これを踏まえ公平性を確保したうえでその役割と範囲を改めて見直す必要がある。

■ 次なる新型感染症が発生した場合に備える意味でも、抜本的な医療制度改革の議論を開始する必要がある。

(1) 年金については「マクロ経済スライドの厳格対応」、

「支給開始年齢の引き上げ」「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。

(2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。

令和4年度は診療報酬の改定年となるが、給付の急増を抑制するために診療報酬(本体)の配分等を見直すとともに、ジェネリックの普及率をさらに高める。

(3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とのメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。

(4) 生活保護は給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。

(5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよ

II 経済活性化と中小企業対策

う、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。

また、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

(6) 中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

地方を含めた政府・議会には「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削り、以下の諸施策について直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

(1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。

(2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。

(3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。

(4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

1. 新型コロナウイルスへの対応

政府は「骨太の方針2021」で、先進各国の後塵を拝しているデジタル化や世界的な潮流に遅れを取っている脱炭素化を柱に掲げ、成長と構造転換を図る考えを打ち出した。その方向性は理解できるが、もっと具体的な工程を早急に示すべきである。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は我が国企業の大半を占め、地域経済の活性化と雇用の確保などに大きく貢献している。いわば経済社会の土台ともいえる存在であり、これが立ち行かなくなれば、経済全体にとっても取り返しのつかない事態に陥る。

政府と自治体は複雑で多岐にわたるコロナ対策の周知・広報を徹底するとともに、申請手続きの簡便化やスピーディーな給付を行い、中小企業が存続を図れるよう全力で取り組む必要がある。

(1) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれていた軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

(2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。

① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。
② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃し全額を損金算入とする。
なお、それが直ちに困難な場合は、令和4年3月末日までとなっている特例措置の適

用期限を延長する。

(3) 中小企業の設備投資支援措置

中小企業経営強化税制(中小企業等経営強化法)や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例(生産性向上特別措置法)等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末(賦課期日)が迫った申請や認定について弾力的に対処する。

3. 事業承継税制の拡充

(1) 事業用資産を一般資産と切り離れた本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。

とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

「支給開始年齢の引き上げ」「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。

(2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。

令和4年度は診療報酬の改定年となるが、給付の急増を抑制するために診療報酬(本体)の配分等を見直すとともに、ジェネリックの普及率をさらに高める。

(3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とのメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。

(4) 生活保護は給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。

(5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよ

① 猶予制度ではなく免除制度に改める。

② 新型コロナの影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。

③ 国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。

なお、新型コロナの影響により事業承継の時期を延期せざるを得ないケースもあることから、特例承継計画の提出期限(令和5年3月末日)および特例措置の適用期限(令和9年12月末日)を延長すべきである。

(3) 取引相場のない株式の評価の見直し

取引相場のない株式の評価については、企業規模や業種によって多様であるが、企業価値を高めるほど株価が上昇し、税負担が増大する可能性があるなど、円滑な事業承継を阻害していることが指摘されている。取引相場のない株式は換金性に乏しいこと等を考慮し、評価のあり方を見直す必要がある。

【社員セミナー】

- ・実施日：令和3年12月2日
- ・場 所：Cafe & コワーキングkitai（柴田）
- ・講 師：晋山孝善氏
（ジェットインターネット㈱代表取締役）
- ・テーマ：～ネット時代の～
情報セキュリティ対策セミナー
- ・参加者：10名

インターネットに伴う危険性や、直ぐにできる情報セキュリティ対策等についてご説明いただきました。



異業種交流会による会員親睦

【親善ゴルフ大会】

- ・実施日：令和3年9月16日
- ・場 所：東蔵王ゴルフ倶楽部(川崎町)
- ・参加者：35名



優勝者：櫻中辰則氏



健康増進並びに、会員親睦を深めました。

2. 青年部会活動模様

【社会貢献活動】（白石・刈田地区担当）

- ・実施日：令和3年12月17日
- ・場 所：白石市障害者地域活動センター
ポプラ事務所
- ・寄贈先：特定非営利活動法人白石うぐいす会

新型コロナウイルス感染症の影響により社会参加の制限や企業生産減少など厳しい状況のため、自主製品の活動の幅を広げ、施設利用のサービス向上のための陶器制作に必要な小型電気炉を寄贈しました。



【経営研修会】

- ・実施日：令和3年12月3日
- ・場 所：槻木生涯学習センター（柴田町）
- ・講 師：社会医療法人将道会 総合南東北病院
消化器内科医長 日本医師会認定産業医 二瓶 憲氏
- ・テーマ：健康経営がもたらす社内健康管理の変革
～自助努力から企業主導へ～
- ・参加者：35名

「財政健全化のための健康経営プロジェクト」が租税教育活動と並ぶ新たな活動の柱になります。健康経営エキスパートアドバイザーの二瓶氏にご講演いただきました。



令和3年8月～12月までの実施状況及び1月以降の予定

月	事 業	会 議 等
8	小学校へハンドソープの寄贈 (3) 丸森町・(4) 白石市・(11) 角田市	(5) 総務委員会
9	●会員増強特別月間(9～12月) (14) 柴田支部講習会 (14) 改正税法説明会 (16) 親善ゴルフ大会	(8) 第2回理事会〈書面議決〉 (13) 支部事務担当者会議 (28) 組織委員会
10	・各支部/税のPR活動〈中止〉	(6) 東北税理士会大河原支部との連絡協議会 (7) 法人会全国大会・若手大会・オンライン開催 (27) 中間決算監査会 (28) 女性部会正副部会長会議 (29) 税団協・常任理事会
11	《税を考える週間：11～17日》 (1) 女性部会/災害復興支援事業(手指消毒剤寄贈) (12) 納税表彰 (12) 新設法人説明会 (15・16) 年末調整説明会 (一) 仙南ひまわり会講演会〈中止〉 (20) 女性部会/冬の節電啓発事業・税に関する絵はがきコンクール展示・一次選考会 (24) 白石支部講習会	(9) 広報委員会 (16) 全国女性フォーラム・新潟大会 (25) 全国青年の集い・佐賀大会 (25) 税団協「表蔵王」編集会議
12	(2) 社員セミナー (2) 蔵王支部講習会 (3) 青年部会経営研修会 (7) 女性部会研修会/税に関する絵はがきコンクール二次選考会 (7) 税制改正要望陳情 (9) 法人税申告等に係る説明会(下半期)	(3) 青年部会役員会
1	(12) 丸森支部講習会 (26) 新春講演会・落語家：六華亭遊花氏 (一) 新年賀詞交歓会〈中止〉	(18) 女性部会正副部会長会議 (26) 福利厚生制度連絡協議会
2	(7) 青年部会特別講演会	(4) 支部事務担当者会議
3	(確定申告時期) 税に関する絵はがき作品パネル展示	() 総務委員会、事業委員会、組織委員会、厚生委員会 () 第3回理事会

※予定表は現在の状況であり、新型コロナウイルス感染拡大状況により中止となる場合もございます。

1. 親会の活動状況

【説明会等開催状況】

【改正税法説明会】

- ・実施日：令和3年9月14日
- ・場 所：大河原税務署東庁舎
- ・講 師：大河原税務署法人課税部門
調査官 柄目次男氏
- ・参加者：11名



【新設法人説明会】

- ・実施日：令和3年11月12日
- ・場 所：大河原税務署東庁舎
- ・講 師：大河原税務署法人課税部門
調査官 柄目次男氏
- ・参加者：8名



【年末調整説明会】

- ・実施日：令和3年11月15日・16日
- ・場 所：仙南建設会館
- ・講 師：大河原税務署法人課税部門
調査官 伊藤 聡氏・湊谷磨友氏
- ・参加者：53名



【法人税申告等に係る説明会】

- ・実施日：令和3年12月9日
- ・場 所：大河原税務署東庁舎
- ・講 師：大河原税務署法人課税部門
調査官 柄目次男氏
- ・参加者：14名



5. 各種会議

【支部事務担当者会議】

- ・実施日：令和3年9月13日
- ・場 所：まちづくりオーガ・イベントホール



【組織委員会】

- ・実施日：令和3年9月28日
- ・場 所：和洋亭ぶざん



【東北税理士会大河原支部との連絡協議会】

- ・実施日：令和3年10月6日
- ・場 所：ベネシアンホテル白石蔵王



【広報委員会】

- ・実施日：令和3年11月9日
- ・場 所：まちづくりオーガ・イベントホール



1. 会員加入勧奨のお願い

お知らせコーナー

●法人会は「よき経営者を目指す」ための全国組織です。

「もっと積極的な経営をめざしたい！正しい税務知識を身につけたい！」そんな経営者の皆さんを支援する団体です。税のオピニオンリーダーとしての活動や、会員の研鑽を目的とした各種の研修会や、地域に密着した地域振興、社会貢献活動等を積極的に行っております。

経営者育成のための青年部会、女性部会もありますので、まだ入会されていない事業所等がありましたら、是非ご紹介ください。

●入会の特典

- ①経営知識、税関連のセミナー等の無料受講、資料提供
- ②福利厚生制度の充実（法人会向けの各種保険の団体加入扱い、健康診断の割引制度）
- ③異業種交流によるビジネスチャンスの拡大等

2. インターネットセミナーの利用について

●法人会では、経営・人材育成・IT・労務・財務等21種のカテゴリーで850余のコンテンツを登録したインターネットセミナーを無料でご覧いただけます。

経営戦略、社員教育、自己研鑽等にご利用ください。(会員ID：h j 1219 パスワード：5372)

会員の方は600タイトル以上のセミナーが無料で受講できます

仙南法人会ホームページから、音声・動画による会員無料のセミナーがインターネットで24時間受講可能です。

新型コロナウイルス感染症関連内容、経営や人材育成、経理、法律、健康、政治経済など、幅広いラインナップをご用意しております。ぜひご活用ください！

◎下記のID・パスワードを入力し、
ご視聴ください。

ID：hj1219 パスワード：5372



3. 女性部会活動模様

【災害支援事業・支援物資寄贈】

- ・実施日：令和3年11月1日
- ・寄贈先：柴田町（内訳：町内小学校）
- ・支援内容：手指消毒剤



・女性部会を代表して、八重樫部会長より滝口町長並びに船迫教育長へ新型コロナウイルス感染予防グッズ・児童の手指に負担の少ないグリセリン配合の手指消毒剤を寄贈しました。

【節電啓発事業（いちごプロジェクト）】

- ・実施日：令和3年11月20日
- ・場 所：SEASON'S WALK FORTE
- ・活動内容：防寒グッズ（靴下配布）



・「無理のない節電にご協力をお願いします」

【女性部会研修会】

- ・実施日：令和3年12月7日
- ・場 所：和洋亭ぶざん
- ・テーマ：「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション」
- ・講師：大河原税務署 署長 長尾昭彦氏



・国税庁の組織理念・税務行政のDX等、国税局や税務署の将来像についてご説明いただきました。

4. 各支部における経営支援活動

●経営セミナー等開催状況

【柴田支部】

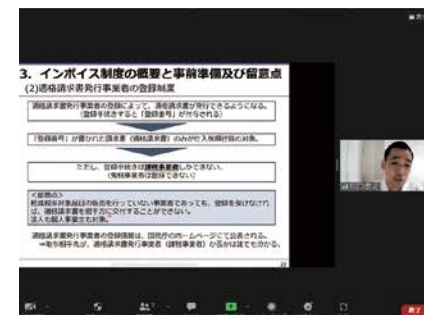
- ・実施日：令和3年9月14日
- ・場 所：柴田町商工会館
- ・テーマ：インボイス制度
事前準備・対策講座
- ・講師：川口宏之氏
(公認会計士コンサルタント)
- ・参加者：9名（内一般8名）
※Zoomによる研修

【白石支部】

- ・実施日：令和3年11月24日
- ・場 所：白石商工会議所2階会議室
- ・テーマ：改正電子帳簿保存法
インボイス制度
- ・講師：大河原税務署個人課税部門
統括国税調査官 千葉昌史氏
- ・参加者：31名（内一般18名）

【蔵王支部】

- ・実施日：令和3年12月2日
- ・場 所：たまや旅館
- ・テーマ：アフターコロナにおける技術進歩がもたらす変化
～期待する未来と不安～
- ・講師：蔵王支部長 佐藤義信氏
(丸山(株) 代表取締役)
- ・参加者：9名



【丸森支部】

- ・実施日：令和4年1月12日
- ・場 所：丸森町商工会
- ・テーマ：インボイス制度の概要と電子インボイス導入に向けた実務対応研修
- ・講師：星 叡氏（税理士・行政書士）

申告書の作成でお困りのときは
チャットボットがお答えします！



税務職員 ふたば

仙台国税局・税務署

令和3年分確定申告書等
作成コーナーから



スマホ申告の
対象範囲が増えます

らくらく確定申告で スマホデビュー。

新機能!!
スマホでパシャリ!!

スマホのカメラで自動入力！
(給与所得の源泉徴収票)

確定申告書の作成・送信はこちら



国税庁ホームページの『確定申告書等作成コーナー』を利用すれば、
お手持ちのスマホ・タブレットで、所得税の確定申告書が作成できます

- 読み取り対応のスマホがあれば、マイナンバーカードの電子証明書によるe-Taxが可能！
- マイナンバーカードをお持ちでなくても、「ID・パスワード方式」によるe-Taxも可能！

※ 暫定的な対応であるため、お早めにマイナンバーカードの取得をお願いいたします。

- 作成した申告書は、印刷して郵送等による提出もOK！

詳しくは国税庁ホームページで ⇒ 国税庁



読み取り対応の
スマホの一覧は
こちらから！



令和3年分

確定申告

国税庁

～感染リスク軽減のための税務署からのお願い～

密を避けて

ご自宅から **スマホ・パソコンでe-Tax**

既に80%以上の方が、**確定申告会場に来場せず**に確定申告しています。

- 給与の源泉徴収票をスマホで撮影すると自動入力できます
- マイナポータル連携の自動入力の対象にふるさと納税などが追加されました
- マイナンバーカードをスマホで読み取れば、ICカードリーダーなしでe-Taxできます



確定申告特集ページ

密を作らない

確定申告会場への入場には**整理券が必要です**（※申告書等の提出のみの場合は不要です。）

▶ 各会場で当日配付します ▶ **LINEから事前発行**もできます

来場される場合はお早めにお越しください。

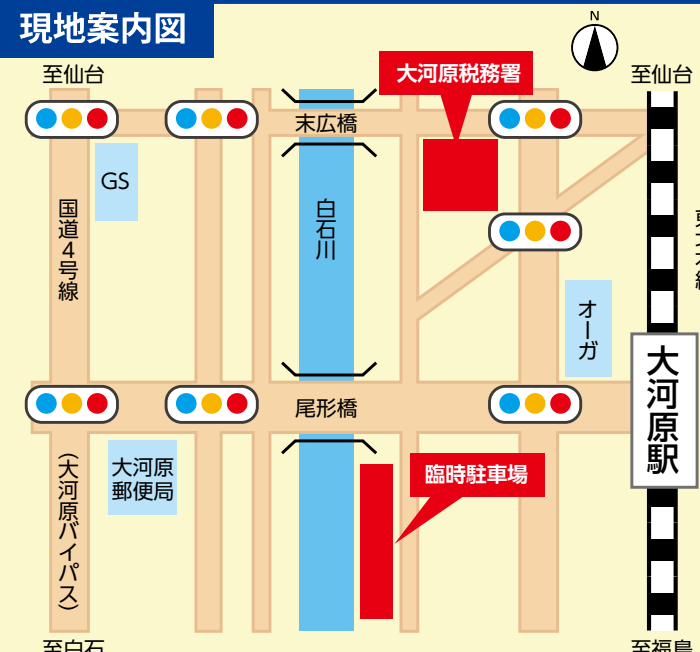


国税庁
LINE公式アカウント

申告 納税	所得税および復興特別所得税・贈与税 令和4年 3月15日(火) まで 消費税および地方消費税（個人事業者） 令和4年 3月31日(木) まで	詳しくは 確定申告 検索
----------	---	---

申告義務のない方が行う還付申告は5年間提出することができます。
年末調整済みの給与所得のみの方で、医療費控除や寄附金控除（ふるさと納税）により還付を受ける方などがこちらに該当します。

現地案内図



- **申告書作成会場**
大河原税務署（敷地内東側庁舎）
柴田郡大河原町大谷字末広 12-1
0224-52-2202（代表）
- **開設期間**
令和4年2月1日(火)から
3月15日(火)まで
※土曜日・日曜日・祝日等を除きます。
- **開設時間**
午前9時から午後5時まで
- **留意事項**
申告書作成会場の混雑緩和のため、会場への入場には「入場整理券」が必要です。
なお、入場整理券の配布状況に応じて、後日の来場をお願いすることもあります。
また、感染症拡大防止の観点から、できる限り少人数でお越しいただき、筆記用具などのご持参をお願いします。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、ぜひ、ご自宅からe-Taxで!!

大河原税務署



T&D
T&D保険グループ

企業のために、
経営者とともに。

大同生命は、

「企業保障のエキスパート」として、
今後も「加入者本位」「堅実経営」という
創業時からの基本理念を守り、
「最高の安心」と「最大の満足」を
お届けできる会社であり続けられるよう、
経営者のみなさまとともに
歩んでまいります。

DJIDO 大同生命保険株式会社

仙台支社 仙南営業所/
宮城県柴田郡大河原町大字町向126-4
TEL 0224-51-3601





Business Guard

AIG 損保

企業防衛・福利厚生目的に法人会のビジネスガードシリーズ

会員企業をサポートするAIG損保のリスクソリューション

 政府労災の上乗せ補償 ハイパー任意労災(業務災害総合保険) 会社で入る医療補償 ハイパーメディカル(業務災害総合保険・メディカル特約) 初期のご相談から賠償金対応まで。労務・雇用トラブルに備える スマートプロテクト(総合事業者保険)	地域社会に貢献する ビジネスガードAUTO(法人会の自動車保険) 企業向け第三者賠償責任保険 オールスターズ ALL STARS(事業賠償・費用総合保険) 火災と地震災害に備える フロパティガード+企業地震保険(企業財産保険・ 財物損害補償特約・地震・火災保険補償特約)	個人情報の漏えい事故対策 マイナンバー対応 情報漏えいガード(個人情報漏洩保険) 役員個人を取り巻く各種訴訟リスクに備える MRP保険(マネジメントリスクプロテクション保険) 海外進出企業向けサポートプラン ワールドリスク WorldRisk
--	---	---

AIG損害保険株式会社

URL: <https://www.aig.co.jp/sonpo>

お問合せ先 〒980-0811

仙台支店 住所 宮城県仙台市青葉区一番町1-8-3富士火災仙台ビル4F
TEL.022-726-7661

午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

この広告は保険の概要をご説明したものです。「企業地震保険」につきましては建物の構造や建物が建築された時期および所在地等によってはお引き受けができない場合がありますのであらかじめご了承ください。2021年12月時点の内容です。(21-073020 2021-12)

今年も法人会の福利厚生制度の普及を通じ
会員企業とそご家族の皆様
安心をお届けしてまいります
新型コロナウイルス感染症の終息を願うとともに
ご健康とご多幸をお祈り申し上げます
令和四年

謹賀新年



〈引受保険会社〉 **アフラック** 仙台総合支社
〒980-6122 宮城県仙台市青葉区中央1-3-1 アエル22F

法人会用フリーダイヤル ☎ **0120-876-505**
受付時間/9:00～17:00(土日祝日除く)